

様々な制度やサービスがあります。

子育てや就学等に関して、お子さんや保護者の方を支援する様々な制度やサービスがあります。

就学（天草市）

お子さん一人一人に合った学びや支援を提供できるよう、様々な学びの場があります。

お子さんや保護者の方の意見、専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえ、就学先を決定します。

就学した後でも、お子さんの状況等により柔軟に転級・転学することは可能です。

通常の学級

通常の学級においても、配慮を要する児童生徒のために、授業方法や教材を工夫して、わかりやすい授業を行っています。

通常の学級 + 通級による指導を行う教室

※本市では在籍校でのみ受けることができます。

普段は、在籍している通常の学級において授業を受け、学習上または生活上の困難など特性に応じて、別の場で特別の指導を行います。（小・中・一部高）

特別支援学級

障がいの種別ごとに置かれる少人数の学級です。障がいのある児童生徒一人一人に応じた教育を行っています。

（小・中）

特別支援学校

障がいの程度が比較的重い児童生徒を対象とし、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るための教育を行います。

※学校における障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の交流及び共同学習の機会の設置を推進しています。



児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児を対象に、日常生活の基本的な動作の指導等の必要な支援を行います。

放課後等デイサービス

療育を行う必要があると認められる就学児に対し、放課後や休校日に生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

保育所等訪問支援

保育所や学校等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援（本人への支援や支援者への助言）を行います。

保護者支援（ペアレントプログラム等）

保護者同士の交流やお子さんの行動を理解するためのプログラム等があります。

子育ての困りごとやお子さんのこと全般（児童発達支援センター）

日常生活についての相談支援のほか、必要な支援を提供するため、関係機関と調整を図ります。

天草市の就学支援

スタッフ

学校や地域に、お子さんの就学を応援するスタッフがいます。



特別支援教育コーディネーター



保護者の方からの相談を受けたり、関係機関との連絡・調整を担います。

お子さんの就学に関して相談（教育相談）を希望する場合は、まず各園・各学校の特別支援教育コーディネーターにご相談ください。（幼・保・小・中・高）



教育相談員



学校教育・保育に関する心理、言語聴覚等の専門家として、カウンセリングや関係機関の連携・調整等を行います。（幼・保・小・中）
教育相談のお申し込みは、P.8へ。



スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

学校教育に関する心理、福祉の専門家として、カウンセリングや関係機関の連携・調整等を行います。
※園や学校を通じて県に申込みが必要。（小・中・高）

学びの場		学校名	問い合わせ先
公立小中学校	通常の学級	天草市立小・中学校	
	特別支援学級		詳細は、天草市教育委員会にお尋ねください。 ☎ 0969-24-8845
	通級による指導		☎ 0969-23-2141
県立学校	【障がい種別】知的障がい	熊本県立拓心高等学校 本渡校舎	小・中学部校舎 ☎ 0969-23-0141 高等部校舎 ☎ 0969-24-3434
	【障がい種別】肢体不自由	熊本県立苓北支援学校	☎ 0969-35-1780
不登校生徒への指導・援助を行っている学校		天草市立本渡中学校 分教室（カワセミ学級）	詳細は、天草市教育委員会にお尋ねください。 ☎ 0969-24-8845

就学に関する相談（教育相談）や、就学援助制度等の申込みを受け付けております。

詳細は、以下のページをご確認ください。

・就学に関する相談（教育相談）：P.8

・就学援助制度等：P.9～10

就学までの流れ

5月 市教育委員会が、学校に情報提供を依頼

次年度、学びの場の変更を希望するお子さんの情報収集を行います

※要望書提出があったもののみ

通常学級の場合

通級による指導の利用を希望する場合は、次頁をご確認ください

特別支援学校又は新增設の特別支援学級への就学を希望する場合

既設の特別支援学級への就学を希望する場合

通学区域の学校に「要望書」を提出する必要があります
詳細は次頁をご覧ください

～7月末頃 要望書の提出締め切り

添付書類と併せて要望書をご提出ください

～9月 市教育委員会がお子さんの様子を見学

園や学校、事業所での様子を見学します

9月 就学指導委員会

適切な就学を行うため、専門家の意見等を聞き審議します

10月 県教育委員会へ学級設置の要望

就学指導委員会の意見を基に、適切な就学先を判定し、県へ特別支援学級の新增設等の要望を行います

～10月上旬 要望書の提出締め切り

添付書類と併せて要望書をご提出ください

～11月 就学時健康診断案内通知・実施（新小1年生）

新入学予定者全員に対し、案内を通知し、各学校で健康診断を行います

～12月 市教育委員会がお子さんの様子を見学

園や学校、事業所での様子を見学します

1月 就学指導委員会

適切な就学を行うため、専門家の意見等を聞き審議します

1月末 県教育委員会より次年度学級数の決定連絡

特別支援学級設置の有無について連絡があります

※保護者に対しては、学校を通じて就学先の決定を連絡

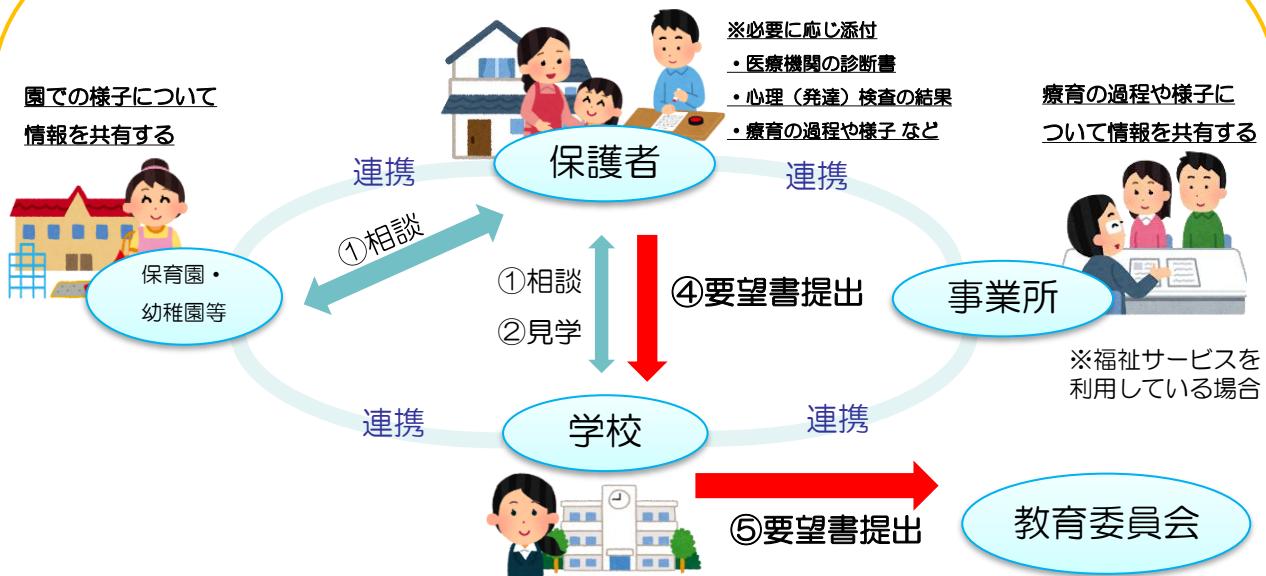
1月末 入学期日等の通知（新小1年生・新中1年生）

新入学予定者全員に対し、入学期日等を通知します



4月 入学・転級

学びの場の変更を希望する場合の「要望書」提出について



通学区域の小学校に「要望書」を提出してください。様式は、各小学校に配布しています。
※必要に応じ、医療機関の診断、心理（発達）検査結果、療育の過程や様子等のお子さまの状況が判る資料を添付してください。提出いただいた要望書等の書類は、特別支援学級の設置等の必要性を検討するためにのみ使用します。

通級指導教室の利用を希望する場合について

就学を希望する小学校にご相談ください。

※一部の小・中学校に設置



特別支援教育とは？

特別なことではありません。子供達が自立し社会参加するために必要な力を育てるため、一人一人の教育的ニーズを把握し、子供の持つ可能性を最大限に伸ばすため、適切な指導及び支援を行うものです。



就学についての相談はどこにしたらいいの？

まずは、保育園・幼稚園の先生や通学区域の小学校、特別支援学校の就学担当の先生にご相談ください。また、就学の制度や状況等について詳しく知りたいときは、天草市教育委員会にご相談ください。

教育相談のご案内

天草市では、就学に関する悩みを始め、様々な悩みを持つ方々の不安やストレスを和らげ、心のゆとりをもって充実した園・学校生活を送るためのお手伝いとして、心理士、言語聴覚士、作業療法士等が相談にのる、教育相談事業を実施しています。



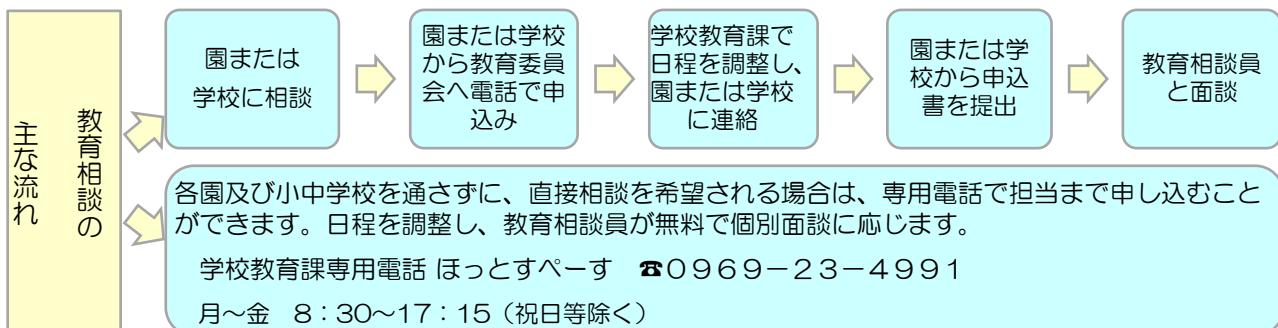
面談内容：就学・進学、心身の発達、いじめや不登校、友だち関係に関するこ

対象：天草市内の幼児・児童生徒とその保護者、及び教職員・保育士

面談方法：個別面談【場所は園・学校、他希望に応じます】※基本40～60分間

申込方法：各園、各小・中学校を通じて または 直接天草市教育委員会学校教育課の相談専用

電話「ほっとすペーす 0969-23-4991」にお電話ください。



誰に相談すればいいの？

各園・各校には、特別支援教育コーディネーターの先生がいます。特別支援教育コーディネーターの先生が、保護者や関係機関の窓口となり、連絡調整を行っています。



途中で学級・学校を変わることはできますか？

就学時に学びの場がすべて決まるのではありません。変更することは可能です。そのことがお子さまにとって良い方向になるかどうか、発達の様子や学校の環境等を考えながら『学びの場の柔軟な見直し』をしていきます。
※年度替りの時期を原則とします。



入学後の支援体制は？

通常学級も含めて、学校全体で特別支援教育を支援しています。校内委員会を開催したり、関係機関との相談体制を整えたりしています。



天草市の就学援助制度等

天草市では、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者、または、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に、それぞれの就学に必要な学用品費などの経費の一部を援助する制度があります。小・中学生の保護者でこれらの援助を希望する場合は申請が必要です。



就学援助制度

1 申し込むことができる人

天草市立の小学校又は中学校に在学する児童生徒（区域外就学を承認された児童生徒を含む）の保護者で、次の認定基準に該当する人。

ただし、認定基準を満たしても、所得状況によっては対象とならない場合があります。

【認定基準】

前年度または今年度において



- 生活保護を受けている人
- 生活保護が停止または廃止となった人
- 市民税の非課税または減免を受けている人
- 個人事業税、固定資産税、国民健康保険料、国民年金保険料の減免などを受けている人
- 児童扶養手当の支給を受けている人
- その他、特別な理由により経済的に困っている人など

2 支給内容

- (1) 学用品費・通学用品費（定額）
- (2) 新入学児童生徒学用品費等
(定額※新1年生のみ)
- (3) 修学旅行費（対象経費の実費）
- (4) 学校給食費
- (5) 日本スポーツ振興センター災害共済掛金
(掛金の免除)
- (6) 医療費(実費分を医療券として交付)



※生活保護世帯のみ

※治療前に学校等から医療券の交付を受けて治療を行ってください。（医療券がないと援助の対象になりません。）

3 申請期限・申請方法

【申請期限】必ず学校または教育委員会に確認してください。

- ・在学生の保護者…各学校が指定する日
- ・長子が新小学1年生となる保護者…例年4月上旬

【申請方法】

各学校に備え付けの申込書類に記入の上、学校へ提出してください。申請には認め印が必要です。

「認定基準」に記載されている税金等の減免や児童扶養手当の支給を受けている人は、それを証明できる書類または写しを添付してください。

現在、就学援助を受けており、引き続き就学援助を希望される場合も、新たに申込書類を学校へ提出してください。

※市役所各窓口では税の減免等に関する電話での照会には対応できません。



※天草市へ転入された方は、

申込書類を学校へ提出時に、転入前の市区町村から発行される所得証明書（世帯全員の所得額、各種控除額がわかるもの）の添付が必要となります。

4 認定者の決定と支給方法

提出された申込書類の確認と対象世帯の所得調査等を行い、審査の上、認可の可否を決定し、学校長を通じて通知します。

支給は、学校給食費・医療費を除き、原則として申請時に申し出のあった口座へ学期毎（7月、12月、3月）に振り込みます。ただし、学校納付金等の状況によっては学校長を通じて支給します。

【医療費の対象となる疾病】

トラコマ及び結膜炎、白せん、かいせん及び膿かしん、中耳炎、慢性副鼻くう炎及びアデノイド、う歯（むし歯）、寄生虫病（虫卵保有を含む。）

就学援助制度（続き）

5 援助費の入学前支給について



4月に小学校または中学校に入学予定の児童生徒の保護者は、援助費の一部（「新入学児童生徒学用品費等」）を入学前の3月に受けることができます。希望される方は2月上旬までに申込書を学校に提出する必要があります。

（詳細は、別に配布するお知らせをご確認ください。毎年1月以降に市のホームページにも掲載しています。）

6 注意事項

就学援助の審査は、保護者の所得額等に基づいて行いますので、保護者は所得の申告が必要です。

（会社が申告している場合や確定申告をされている方は、申告の必要はありません。）

世帯の中で収入のある方が複数いる場合は、それぞれの所得の合計で審査しますので、該当する人は全て申告を行ってください。

なお、認定に際し、必要に応じて別途追加資料の提出を求める場合があります。予めご了承ください。

7 その他

上記3で示した申請期限後も、隨時申請を受け付けます。

なお、受付期間は例年1月末までです。

受付期間は、必ず学校または教育委員会に確認してください。

特別支援教育就学奨励費制度

I 対象となる人

天草市的小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者

※支給辞退する人のほか、次の人は対象にはなりません。（書類の準備は不要です。）

- ・就学援助（要保護・準要保護）の認定者
- ・児童福祉施設の入所者

II 支給内容の内、レシート・領収書等が必要となるもの



①学用品購入費…全学年対象

通常必要とする学用品（ノート、筆記用具、副読本、練習帳、辞典類、体育用靴、実験・実習用の材料、作業衣等）の購入費の額。

②通学用品購入費…全学年対象

通学のため通常必要とする通学用品（通学用靴、雨傘、雨靴、帽子等）の購入費の額。

③新入学児童生徒学用品・通学用品購入費…新小学1年、新中学1年対象

新たに入学する児童生徒が、通常必要とする新入学にあたっての学用品、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、体操服、通学用靴、雨傘、雨靴、上履き、帽子等）の購入費の額。

※上記以外にも支給される項目があります。

※所得状況によっては支給対象とならない項目があります。

III 留意事項

特に、新1年生となるお子さんの分については、支給額の算定に当たり、経費の算定の基礎となる資料（レシート・領収書等）の提出を入学後の年度末頃（翌々年2月頃）にお願いすることとなりますので、上記IIに該当する領収書等については大切に保管をお願いします。

（購入された品物等の内容が確認できるものに限ります。入学前に購入したものについても対象品目がありますので、保管をお願いします。）

その他の提出書類や内容については、入学後に学校を通して随时お知らせいたします。



就学援助制度・特別支援教育就学奨励費制度に関する問い合わせ先

各小学校・中学校、または天草市教育委員会
学校教育課（☎0969-24-8813）